

令和6年 1月 第23回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 1月 25日(木)				
開催場所		小川町役場3階 大会議室				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 35 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 1 時 45 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	⑤	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	⑥	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	13名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事参与者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					浅見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

第23回定期総会次第

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年1月第23回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号4番「田中正之」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号、5番「笠原敏夫」委員、6番「横田智恵美」をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について読み上げますので、その後、許可基準についてご説明いたします。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番横田委員

6番横田が報告致します。

1月20日、9時に農業委員会3名、推進委員2名、計5名でパトリアに集合し現地調査を行いました。

経営農地の1266と849は草が刈られて管理されておりました。

川久保1487-1は耕耘されてとてもきれいになってました。

第23回定期総会次第

- 6 番横田委員 申請箇所については、現在は花農家さんがまだ借りていらっしゃる、孔雀草の収穫後の冬の状態できれいになっておりました。
- 議長 全て適正に管理されていて、その地域の農地や農作業の支障はありません。以上報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、日程3、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。
- 事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。事務局です。
- 報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届け出があったので報告する」とのことでございます。
- (申請番号1番から2番を順に報告)
- 以上報告させていただきます。
- 議長 つづきまして、「その他」について入ります。
- その他として議題として取り上げることはないでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
- これをもって令和6年1月第23回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時45分です。